

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年5月14日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則	尾 上 昭 則	出 射 実	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月	藤 原 和 正
久 山 英 之			

欠席委員

藤 原 由 果 大 森 茂 利

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 昌 明	松 本 英 樹	時 實 乙 伊	正 富 清 人
山 内 桂 三	福 池 正 美	時 岡 加 卓	

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事務局 伊藤 雅浩

事務局 藤原 将也

6. 議事内容

報告議案 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和6年度瀬戸内市農業委員会、第2回の総会を始めます。会長よろしくお願いします。

議長 （あいさつ）
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局 長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
なお、農業委員 藤原 由香 委員、推進委員 大森 茂利 委員から欠席届が出ていることを報告します。
以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に宇津木 康文 委員、久山 英之 委員よろしくお願いします。
それでは、議題に入ります。
報告議案 農地法許可に係る専決処分について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料1頁目をご覧ください。
【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 この案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせていただきます。
続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料2頁目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。
【1番案件】
譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。
農地の所在2筆「牛窓町牛窓1002-1」。面積「1, 190㎡」。
「牛窓町牛窓1969-1」。面積「643㎡」。
登記、現況地目いずれも「畑」。面積「1, 833㎡」。農地までの距離「500m」。耕作面積「15, 133㎡」。家族数、耕作者数はい

ずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地「牛窓町牛窓1233-1」。登記、現況地目いずれも「畑」。面積「881㎡」。農地までの距離「11,500m」。耕作面積は「214,148.38㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地「瀬戸内市牛窓町牛窓1234」。登記、現況地目いずれも「畑」。面積「1,683㎡」。農地までの距離「11,500m」。耕作面積は「214,148.38㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「贈反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在2筆「牛窓町鹿忍6918」。面積「1,978㎡」。

「牛窓町鹿忍7150」。面積「1,331㎡」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3,309㎡」。農地までの距離「500m」。耕作面積「43,689㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地「牛窓町長浜3703」。登記、現況地目いずれも「畑」。面積「111㎡」。農地までの距離「10m」。耕作面積「0㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在地「邑久町下山田1585-1」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「246㎡」。農地までの距離「800m」。耕作面積「144㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【7番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在3筆「邑久町本庄203」。面積「338㎡」。

「邑久町本庄204」。面積「703㎡」。

「邑久町本庄210-1」。面積「1,758㎡」

登記、現況地目いずれも「田」。面積「2,799㎡」。農地までの距離「23,500m」。耕作面積「974,116.60㎡」。耕作者数「26名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【8番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地「邑久町尻海50」。登記、現況地目いずれも「畑」。面積「255㎡」。農地までの距離「10m」。耕作面積「0㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【9番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町飯井1803」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「2,313㎡」。農地までの距離「5,000m」。耕作面積「0㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【10番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在5筆。「長船町磯上33-1」。面積「2,030m²」。

「長船町磯上43-1」。面積「1,993 m²」。

「長船町磯上43-2」。面積「598m²」。

「長船町磯上43-3」。面積「689m²」。

「長船町磯上589-1」。面積「1,230m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「6, 540㎡」。農地までの距離「1, 500m」。耕作面積「257, 680.99㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【11番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在地「長船町磯上123-2」。登記、現況地目いずれも

「田」。面積「269m²」。農地までの距離「1,500m」。耕作面

積「257,680.99m²」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。

取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【12番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在5筆。「長船町磯上122-1」。面積「283」。

「長船町磯上122-3」。面積「96」。

「長船町磯上124-3」。面積「446」。

「長船町磯上124-5」。面積「143」。

「長船町磯上125-3」。面積「467」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 435㎡」。農地までの距離「1, 500m」。耕作面積「257, 680.99㎡」。家族数、耕作人数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【13番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

2 番案件について、譲渡人が相続したが、農業経験がないため、譲受人と話がまとまりました。

3 番案件について、譲渡人は高齢で相続者もいないため、今回譲渡人との話がまとまったようです。

なお、2 番案件、3 番案件は譲受人の父がレモンをこの土地で作られていていましたので、問題ありません。

議 長 4 番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松 本 委 員 4 番案件について、譲渡人は現在■■市在住で、農業するつもりはないので農地を売却しようとしていて、この辺りでたくさん農業をされている譲受人と話がまとまったようです。特に問題ありません。

議 長 続きまして、5 番案件について、時實委員より説明をお願いします。

時 實 委 員 5 番案件について、譲受人は退職後県外から戻ってきて野菜を作ろうと考えていたところ、譲渡人と話がまとまりました。問題ありません。

議 長 続きまして、6 番案件、7 番案件について、正富委員より説明をお願いします。

正 富 委 員 6 番案件について、譲渡人は■■市在住で戻る予定がないため、譲受人に話があり、隣でも畑で野菜を作られており、ここでも作りたいと話がまとまりました。問題ありません。

7 番案件について、譲渡人は買い手を探していたところ譲受人と話がまとまりました。隣地の方、集落の方も承諾されているので問題ないと思います。

議 長 続きまして、8 番案件について、山内委員より説明をお願いします。

山 内 委 員 8 番案件について、譲渡人は■■市にお住まいで、譲受人の家の隣に家と畑を所有されております。2～3 年前まで家の管理のついでに畑で野菜を作られておりましたが、高齢となり、家の管理ができなくなったことから家を買われる方を探していました。今回、隣の譲受人が家を購入されることとなり、合わせて畑も取得します。野菜を作るとのことで問題ないと思います。

議 長 続きまして、9 番案件について、福池委員より説明をお願いします。

福 池 委 員 9 番案件について、譲渡人は数年前までは耕作しておりましたが、現在は管理地となっております。この度、譲受人が農業に興味があり機会があれば始めたいとの意向を知り、話がまとまりました。問題ないと思います。

議 長 続きまして、10 番案件から 16 番案件までについて、時岡委員より説明をお願いします。

時 岡 委 員 10 番案件について、譲渡人が高齢で、農地を手放したいとのことで現在耕作してもらっている譲受人と話がまとまりました。

1 1 番案件について、譲渡人は市外に在住で帰ることがないということで、現在耕作されている譲受人と話がまとまりました。

1 2 番案件について、譲渡人 2 名はいずれも高齢ということで、譲受人と売買で話がまとまりました。

1 3 番案件について、譲渡人が市外に出ていて帰らないので、処分したいという意向があり、現在の譲受人と話がまとまりました。

1 4 番案件について、譲渡人は土地を手放したいという意向があり、譲受人と話がまとまりました。

1 5 番案件について、譲渡人は高齢で相続する人もおらず、自分の代で処分したいとのことで、現在耕作してもらっている譲受人と話がまとまりました。

1 6 番案件について、こちらも同様、高齢で相続人がいないため、現在管理している譲受人と話がまとまりました。

いずれも問題ないと思います。

議 長 それでは、ただ今の第 1 号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請の 1 番案件から 1 6 番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第 2 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、4 頁、5 頁、6 頁をご覧ください。

【第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただ今の第 2 号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第 2 号議案につきまして、承認とします。

それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の総会の予定については、6 月の通常総会は、6 月 1 3 日木曜日に瀬戸内中央公民館 1 階 視聴覚室にて 9 時 3 0 分から開催予定です。

議

長

また、7月の通常総会は、7月11日木曜日に瀬戸内中央公民館 1階
視聴覚室にて9時30分から開催予定です。

他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度5月
の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印す
る。

令和6年5月14日

議 長 藤 原 和 正

署名委員 宇 津 木 康 文

署名委員 久 山 英 之